

枚方市監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成 31 年 2 月 1 日

枚方市監査委員	勝	山	武	彦
同	分	林	義	一
同	堤		幸	子
同	大	橋	智	洋

1. 通知を行った者の氏名等

枚方市長 伏 見 隆

平成 31 年 1 月 9 日付け財市第 297 号

「監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について（通知）」

2. 通知を受けた日

平成 31 年 1 月 9 日

3. 監査の結果に関する報告

平成 30 年 12 月 27 日付け枚監査第 201 号

「定期監査等の結果について」

4. 講じた措置の内容

(1) 対象部局名及び指摘事項

《財務部 税務室 市民税課》

○切手の管理及び使用状況について

市民税課では、早急に郵便物の送付が必要な場合や送付された郵便物の郵便料金が不足している場合の支払に用いるために、切手を購入・管理し、使用している。

切手は、公金等に該当するものであるが、切手使用簿の残数と実数はすべての種類で不一致であり、交換手数料や郵便料金不足分に対する支払において、不適正な処理が見受けられた。

公金等の取扱いは、金額の多寡にかかわらず、厳正に行うべきであり、重要性を十分に認識し、適正な事務処理を行うよう指摘する。

(2) 措置内容

切手の取扱いは庶務担当者に限定し、管理職において切手使用簿の残数と実数の月締めチェックを行うなど、「枚方市公金等の保管に関する規程」に基づき切手の取扱いを厳正に行い、適正に事務処理を行うよう改善した。また、切手を含めた公金の取扱いについて全職員に注意喚起を行った。